

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

公表日： 令和2年11月29日

事業所名：児童デイサービス未来花

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
環境・ 体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	メインの指導訓練室と個室を確保している	はい3 どちらとも1 いいえ1 わからない7	訓練材などが散乱し、室内が狭くなることがないように整理整頓する。清潔さを保つ。
	2 職員の適切な配置	配置数は問題ないが専門性を保護者様が理解されていない部分がある	はい7 どちらとも0 いいえ0 わからない5	職員の専門性を都度、分かりやすく説明する
	3 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	玄関スペースとトイレの間に段差があり完全なるバイアフリーではない。トイレなどに文字とトイレの絵のラミネートを貼っている	はい5 どちらとも3 いいえ1 わからない3	情報伝達等の配慮として絵カードや写真を活用していく
	4 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	個室や2階の相談室を使い、パニック等でもクールダウン出来る空間を確保している	はい6 どちらとも1 いいえ0 わからない5	清潔を保ち、ドアノブやテーブル、椅子等、手に触れる箇所のアルコール除菌を行う
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	県や市町村開催の研修の参加をし、研修時に内容発表と今後の目標を作成し伝達する	/	短期、長期目標を策定し、達成度や反省点を話し合う
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施	外部評価を出来ていない現状がある	/	コロナウイルス感染症の動向を伺いながら進める
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	最低でも年に6回と臨時研修	/	毎月の開催が出来るよう調整する
適切な支援の提供	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	アセスメントを行うに当たり、お仕事やご両親介護で多忙で時間の無い保護者への聞き取りの課題がある	はい10 どちらとも2 いいえ0 わからない0	現状と保護者ニーズの相違をなくす為、保護者に直接書いて頂くアセスメントシートの作成
	2 子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	個別活動の微細動訓練やSST訓練の日のみのご利用、音楽指導や課外活動のみのご利用の方がいる	はい11 どちらとも0 いいえ0 わからない0	平日の利用が難しい、土日の利用が難しい利用者もいるので個別、集団活動のどちらにも利用して頂けるよう曜日の変更を行う
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	個別支援計画に抽象的な記載をせず、プログラムの訓練材の〇〇を用いて行う。などの具体的な支援計画を目指す	はい10 どちらとも2 いいえ0 わからない0	不安定な状態の利用者様に対しても保護者様と相談し、具体的な支援を設定する

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容	
適切な支援の提供(続き)	4	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	個別支援計画に沿い、訓練を行っている	はい7 どちらとも4 いいえ0 わからない1	支援に沿った療育を行い、達成度により、モニタリングや支援計画を作成し、難易度の調整を行う。計画に沿った適切な支援を行う
	5	チーム全体での活動プログラムの立案	定期的、不定期にプログラムの立案や場合により変更を行う		事業所内研修やミーティングにて意見徴収や保護者様のご意見、ご要望がある場合にもプログラムの見直しを行う
	6	平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	現在、平日は11時開所だが土日祝、長期休暇は9:00開所している。長い利用時間を生かしたプログラムの立案。		プログラムだけでなく、ご利用日やご利用時間にも多様なニーズに対応出来るよう努める
	7	活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	利用者様や保護者のニーズを取り入れ、固定化しないよう書式変更や訓練材の新たな導入を行う	はい7 どちらとも4 いいえ0 わからない1	保護者様のみならず、従事者からの意見も取り入れ、書式変更や訓練材の新たな導入を行う
	8	支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	キャンセルや追加の確認、その日のプログラムの準備、役割担当の確認、前日の業務日誌の閲覧し、重要引継ぎの確認を行う		現状継続してキャンセルや追加の確認、その日のプログラムの準備、役割担当の確認、前日の業務日誌の閲覧し、重要引継ぎの確認を行う
	9	支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	特記事項や気が付いたこと等、必要に応じてメール回覧や付箋、口頭で情報共有する。		支援終了後は非常勤が先に退出してしまう等あり、翌日の送迎までの待機時間を使って業務日誌等で情報の確認と共有をする
	10	日々の支援に関する正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	業務日誌の記述、その日の重要な事項に記載があった場合には改善等を話し合う機会を設ける		業務日誌の記述、その日の重要な事項に記載があった場合には改善等を話し合う機会を設けることを継続して行う
11	定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	定期的なモニタリングを行い、個別支援計画の見直し等を行う		定期的なモニタリングについて保護者様へ口頭での聞き取り、又は要望を記述して頂く用紙を作成し、ニーズの相違をなくす努力をしていく	

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容	
関係機関との連携	1	子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議へり参画	担当従事者の公休とならないよう日程調整をする		自発管、並びに児童指導員の担当が出席し、担当者会議を行う
	2	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施			
	3	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備			
	4	児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有	放課後等デイサービスを利用できる年齢には達していないが相談があった場合には支援内容や情報の共有に努めている		引き続き、ご年齢に関係なく、支援内容のご相談に応じ、情報共有する
	5	放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供	主に各市長村の社会福祉協議会や相談支援事業所からにはなるが聞き取りがあった場合にはデイサービス支援内容を丁寧に情報提供する		デイサービス支援内容や現在の様子等を丁寧に情報提供することを継続して行う
	6	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	専門機関での研修は積極的に受講を促し、勤務にも配慮を行い、調整して参加可能にしている。		専門機関での研修は積極的に受講を促し、勤務にも配慮を行い、調整して参加可能とすることを継続して行う。より沢山の研修、講習等の参加を促す
	7	児等発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供	重度の広汎性発達障害の利用者様が多く、知らない場所や知らない人との関わりでパニック起こすことに配慮し現在、交流は実現していない	はい1 どちらとも2 いいえ3 わからない6	知らない場所や知らない人への恐怖心が比較的少ない利用者様を対象に交流を考慮していきたいが不公平にならぬよう慎重に考慮する
	8	事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営	知らない人への恐怖心を抱く利用者様がいるので招待は実現していない。年に数回ある草引きや自治会活動へは参加し協力を行っている。	はい2 どちらとも0 いいえ1 わからない7	知らない人への恐怖心を抱く利用者様がいるので地域住民の招待は実現していない

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
保護者への説明責・連携支援	1 支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	新規契約の時には勿論のこと、法改正の時の単価の変更ではお手紙を作成し、支援内容の質問、疑問にも丁寧に答える	はい10 どちらとも2 いいえ0 わからない0	今まで通りに、新規契約の時には勿論のこと、法改正の時の単価の変更ではお手紙を作成し、支援内容の質問、疑問にも丁寧に答える
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	初めて放課後等デイサービスを利用される方には特に丁寧に説明を行い、継続してご利用の方へも計画書の確認を一緒に行う	はい9 どちらとも3 いいえ0 わからない0	お仕事やご両親の介護等で御自宅に不在がちな保護者にもスムーズに説明できるよう準備をする
	3 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	保護者からのご要望についてデイサービスで療育が主で家族支援プログラムについてはご家庭でも継続訓練の提案は少人数にとどまる	はい5 どちらとも0 いいえ4 わからない3	家族支援プログラム、ペアレントトレーニングについて今後の課題として確立していく必要がある
	4 子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	課題については利用者ファイルに記述をし、保護者、事業所間での支援連絡も兼ねている。ファイルを読まれない保護者へは口頭で伝える	はい10 どちらとも2 いいえ0 わからない0	普段、保護者とお会いするのは送迎時だが課題については持ち出せないもの以外は手渡しや閲覧できるように考慮していく
	5 保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	保護者からの悩みやご相談についてはどんな些細なことも親切、親身に対応する	はい8 どちらとも2 いいえ2 わからない0	今後も保護者からの悩みやご相談についてはどんな些細なことも親切、親身に対応することを心がける
	6 父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	保護者からご指摘があったように保護者親睦会は本年は行ってない。保護者会の存在はない。	はい1 どちらとも1 いいえ7 わからない3	保護者からご指摘があった保護者親睦会についてコロナウイルス感染症の動向を伺いながら、最低でも年に1度の開催を実現したいと考える
	7 子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	苦情があった場合、管理者や自発管が保護者より聞き取りを行い、事業所内、必要であれば関係する箇所へ調査し、迅速に対応する	はい9 どちらとも1 いいえ0 わからない2	苦情窓口のご案内と些細なことでも苦情を言える環境を整備する。迅速な対応を徹底する。
	8 障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	トイレにはトイレの絵カードを貼り、その他、建物や送迎車など視覚提示・絵カードを用いる	はい10 どちらとも1 いいえ0 わからない1	引き続き、視覚提示・絵カードを用いて意思疎通や情報伝達を図っていく。絵カードの種類を増やす
	9 定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	活動内容や行事予定は「みらいばな通信」として毎月作成し、配布している	はい12 どちらとも0 いいえ0 わからない0	毎月、発行のみらいばな通信を充実させていく
	10 個人情報の取扱いに対する十分な対応	個人情報については鍵付き書庫に保管し、デスク上に個人情報が置きっぱなしにならぬよう注意する。咄嗟に席を離れる時にも裏返して目に触れないようにする	はい8 どちらとも1 いいえ0 わからない3	個人情報については鍵付き書庫に保管し、デスク上に個人情報が放置されていないよう、継続して注意する

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容	
非常時等の対応	1	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	各種の対応マニュアルは作成し、職員へは周知していたが保護者へ周知していなかったためアンケートで わからないと回答した方が多かった	はい7 どちらとも1 いいえ2 わからない2	各種対応マニュアルを保護者様にも分かりやすい内容に整備作成し、配布する。
	2	非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	阪神大震災を風化させないよう毎年1月に避難訓練を行う予定表を作成し、保護者様へも訓練当日の手順などを記載したお手紙を配布しているが いいえ2人 わからない2人いらっしゃるなので口頭でも伝達を行う	はい7 どちらとも1 いいえ2 わからない2	保護者様へも訓練の予告をお手紙として作成し、配布、周知する
	3	虐待を防止するための職員研修機の確保等の適切な対応	虐待防止マニュアルとして厚生労働省 平成30年6月 の市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き を抜粋して作成し、研修資料として使用している		厚生労働省 平成30年度6月の市町村・都道府県における障害者虐待防止を対応の手引きを用いて引き続き、資料として研修で使用する
	4	やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	身体拘束に関しては拘束事実はないが、微妙なラインの事柄については厚生労働省平成30年6月策定の市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き、身体拘束に対する考え方を参考に身体拘束の禁止について確認を行う		介護者や従事者が拘束とは思っておらず、身体拘束を行う場合もあるので、厚生労働省 平成30年6月策定の身体拘束に対する考え方を参考に身体拘束の禁止について理解と確認を行う
	5	食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	食物アレルギーやその他のアレルギーに対しても医師の指示書は勿論のこと、保護者からの情報により、注意が必要な場合にもアレルギーを避けることが出来るよう対応する		引き続き、食物アレルギーやその他のアレルギーに対しても医師の指示書は勿論のこと、保護者からの情報により、注意が必要な場合にもアレルギーを避けることが出来るよう対応する
	6	ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	ヒヤリハット報告書を作成し、研修時に毎回、取り上げ、対応策も全従事者で考えていく。何がヒヤリハットかがわからない従事者に対して、説明と記述の仕方を教える		今後もヒヤリハット報告書を継続して記述し、研修時に毎回、取り上げ情報の共有と、対応策も全従事者で話し合い、考えていく